

空港の安全に関わる情報  
(令和3年度)

令和4年9月  
国土交通省航空局

## はじめに

国土交通省航空局は、国際民間航空条約第19附属書に従い、民間航空の安全監督を行う者として民間航空の安全のために講ずるべき対策等について網羅的に定めた「航空安全プログラム（SSP：State's civil aviation safety Programme for Japan）」を策定（平成25年10月）しています。

このSSPを実効あるものとしていくため、具体的な実施施策等を整理し航空安全プログラム実施計画を定め、この中で安全情報の評価・分析を行い、当該情報を整理し公表するとしています。

本報告書は、令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）に発生した、空港分野（空港施設・運用業務）に関わる安全情報及び空港等に対する安全監査実施状況をとりまとめたものです。

## 目次

I. 国における航空安全の向上への取組み	2
II. 安全に関わる情報	2
1. 報告対象とする事態	2
2. 報告発生状況	3
3. 安全上の支障を及ぼす事態報告一覧	5
III. 安全監査実施状況	11
1. 安全監査の種類と目的	11
2. 安全監査実施状況	11

## I. 国における航空安全の向上への取組み

### 1. 航空安全プログラム

国際民間航空機構(ICAO)は、締結国が「State Safety Programme (SSP)」を導入することを国際標準としました。

これを受け、国土交通省航空局は、民間航空を監督する者として、民間航空の安全のために講ずるべき対策等について網羅的に定めた「航空安全プログラム」(平成 25 年 10 月)を策定しました。

これらの施策の詳細等については、「航空安全プログラム」下記 URL を参照下さい。

[http://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk2\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000005.html)

## II. 安全に関わる情報

空港施設・運用業務に起因する下記の事態が発生した際、空港管理者から安全情報として報告がなされます。

### 1. 報告対象とする事態

(1) 航空法第76条第1項各号に規定する航空事故のうち、空港の設置管理者が管理する施設又は運用に起因する又は起因して発生したおそれのある事態。

(2) 航空法第76条の2に規定する事態(重大インシデント)のうち、空港の設置管理者が管理する施設又は運用に起因する又は起因して発生したおそれのある事態。

(3) 当該空港において発生した安全上の支障を及ぼす事態。

①制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態であって、以下に掲げるもの

- ・旅客が死傷した事態
- ・作業又は工事に従事する者が死亡・重傷を負った事態、又は負傷したことにより4日以上休業となった事態
- ・航空機と空港施設又は車両若しくはその他の物件等が衝突又は接触することにより航空機が損傷した事態

②空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態であって、以下に掲げるもの

- ・滑走路又は誘導路(エプロン誘導路及びスポット誘導経路を含む)の舗装面が剥離、陥没、ひび割れ、隆起、轍掘れ、平坦性が損なわれた等があり、緊急補修実施等のため当該場所を実運用時間内に閉鎖した事態
- ・消防用の機材又は車両の突発的な障害により、空港の消火能力が低下した事態
- ・空港用地内の作業において空港施設等を誤って破損させ、当該施設が使用不能となった事態、又は復旧の不備等により当該施設が実運用時間内に使用不能となった事態

③誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態であって、以下に掲げるもの

- ・人又は車両が、管制機関等の進入許可が必要な区域に無許可で進入した、又は管制機関等との連絡体制を維持すべき状態において維持できなくなった事態
- ・閉鎖区域に航空機が誤って進入した事態

④当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態あって、以下に掲げるもの

- ・舗装面の陥没等に起因する事故により、人が死亡又は重傷を負った事態
- ・施設（橋梁等）の一部又は全部が破損したこと等に起因して、人が死亡又は重傷を負った事態

## 2. 報告発生状況

### 2. 1 空港の設置管理者が管理する施設又は運用に起因する又は起因して発生した航空機事故・重大インシデントの発生件数

(1)航空事故 : 0 件

(2)重大インシデント : 0 件

### 2. 2 安全上の支障を及ぼす事態の発生件数

単位:件

	令和3年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
安全上の支障を及ぼす事態	4	4	6	8	5	6	9	7	4	8	7	7	75	
制限区域内事故	2	3	3	2	2	3	1	5	2	4	1	4	32	
施設・設備の破損	1		2	5	1	1	3	0	1	1	4	0	19	
無許可・誤進入	1	1	1	1	2	2	5	2	1	3	2	3	24	
空港道路の管理不備													0	

### 2. 3 区分内識別発生件数

(1) 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態

単位:件

	令和3年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
制限区域内事故	2	3	3	2	2	3	1	5	2	4	1	4	32	
作業員の死傷	1	2	3	2		1		2	1		1	1	14	
旅客の死傷								2					2	
航空機の損傷	1	1			2	2	1	1	1	4		3	16	

(2) 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

単位:件

	令和3年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
施設・設備の破損	1	0	2	5	1	1	3	0	1	1	4	0	19	
舗装破損	0	0	1	3	1	1	0	0	0	1	0	0	7	
消火能力の低下	1	0	1	0	0	0	2	0	1	0	2	0	7	
その他	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	2	0	5	

(3) 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

単位:件

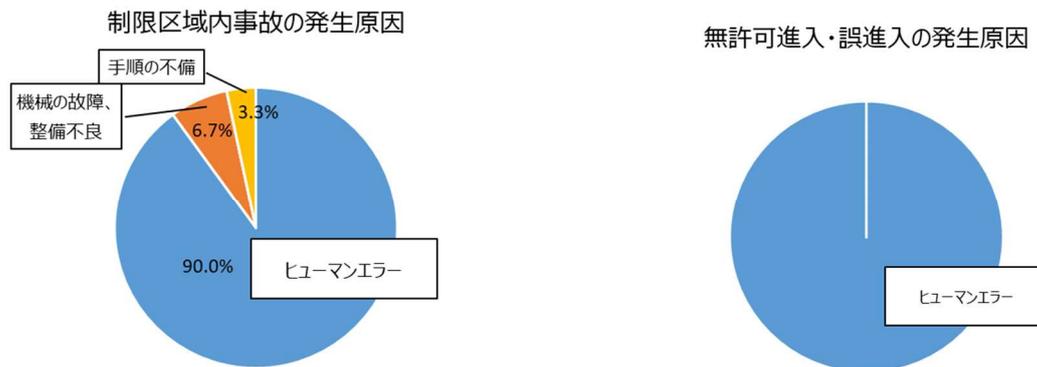
	令和3年度													合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
無許可・誤進入	1	1	1	1	2	2	5	2	1	3	2	3	24	
無許可進入	1	1	1	1	1	1	4	2	1	3	2	2	20	
誤進入	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	3	
その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	

(4) 当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態

- ・令和3年度の発生はなかった。

2. 4 区分内識別発生原因の傾向

制限区域内事故や無許可進入・誤進入事案の原因については、地上作業従事者等の思い込みや基本手順の失念といったヒューマンエラーが多くみられる。



3. 安全上の支障を及ぼす事態報告一覧

(1) 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態

①作業又は工事に従事する者が負傷したことにより4日以上休業となった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月21日	下地島空港	その他	荷物仕分け場にて、稼働中のベルトコンベア下を作業員がほうきで清掃していたところ、腕を巻き込まれ、負傷した。
2	5月26日	調布飛行場	その他	制限区域への車両出入りのために警備員がゲート門扉を閉めようとしたところ、門扉に足首を挟まれて負傷した。
3	5月27日	鹿児島空港	エプロン	到着後の荷物取り出し作業中、作業員が貨物室に進入する際、ベルトローダーから転落し、負傷した。
4	6月4日	東京国際空港	エプロン	到着後の荷物取り出し作業中、貨物用コンテナのドアが強風に煽られ作業員の頭部を強打し、負傷した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
5	6月13日	八尾空港	その他	消防作業員が給水作業のため蓋を開けていた貯水槽マンホールに右足がはまり転倒し、負傷した
6	6月25日	岡南飛行場	エプロン	ヘリコプターの整備中、作業員が脚立から転落し、負傷した。
7	7月6日	那覇空港	エプロン	出発・到着器材準備中にトーイングトラクター連結部とカートのトーパーが接触した際に、作業員が手を挟まれ、負傷した。
8	7月29日	関西国際空港	エプロン	エンジンの整備作業中、整備士がバランスを崩して地上に転落し、負傷した。
9	9月9日	新千歳空港	エプロン	出発便へのコンテナ搭載作業中、作業員がハイリフトローダーから地上に転落し、負傷した。
10	11月8日	成田国際空港	エプロン	駐機航空機周辺にて、航空機の調査をしていた作業員がエプロンを歩行中に転倒し、負傷した。
11	11月25日	花巻空港	エプロン	作業員が、出発便航空機のドアを閉めた際、指をドアハンドルに挟め、負傷した。
12	12月11日	出雲空港	場周道路	作業員がバードパトロールのため車両にて場周道路を走行中、ガードレールに衝突し、負傷した。
13	2月15日	新千歳空港	エプロン	出発便の機体チェックを終えたパイロットが、航空機へ戻る際、エプロン上(積雪路面)で転倒し、負傷した。
14	3月22日	成田国際空港	その他	格納庫にて、作業員が航空機から降機する際、足を踏み外した作業員が整備用ステップから転落し、負傷した。

## ②旅客の死傷

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	11月16日	関西国際空港	エプロン	到着便旅客がステップ車にて降機中、階段部分で足を踏み外し転倒し、負傷した。
2	11月18日	関西国際空港	エプロン	到着便旅客がステップ車にて降機中、階段部分で足がもつれて転倒し、負傷した。

## ③航空機と空港施設又は車両若しくはその物件等が衝突又は接触することにより航空機が損傷した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月14日	東京国際空港	エプロン	整備作業のため高所作業車の作業台を上昇中に、作業台の手摺りと航空機左翼フラップが接触し、航空機を損傷した。
2	5月4日	名古屋飛行場	エプロン	航空機を格納庫へ牽引する際、右翼端が格納庫壁面に接触し、航空機を損傷した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
3	8月7日	福岡空港	エプロン	到着便の降載作業のため、ハイリフトローダーを航空機に装着する際、補助プラットフォームが航空機に接触し、航空機を損傷した。
4	8月30日	東京国際空港	エプロン	搭載作業を終えた旅客サービス車を航空機から後退させる際に、車両側面が航空機エンジンに接触し、航空機を損傷した。
5	9月9日	中部国際空港	エプロン	整備作業のため、高所作業車を航空機脇に駐車させる際に、高所作業車の作業台手摺りが航空機胴体に接触し、航空機を損傷した。
6	9月14日	関西国際空港	エプロン	航空機にケーブルにて接続されていた非自走式電源車をトローリングトラクターに連結して移動する際、作業員が電源ケーブルが接続されたまま移動しようとしたため、航空機の電源ケーブル接続部を損傷した。
7	10月30日	東京国際空港	エプロン	整備作業のため、高所作業車の作業台を上昇させた際に、作業台の手摺りと昇降舵が接触し、航空機を損傷した。
8	11月21日	東京国際空港	エプロン	出発機から旅客搭乗橋を離脱させる際に、旅客搭乗橋が航空機ドアに接触し、航空機を損傷した。
9	12月14日	東京国際空港	エプロン	整備作業の際、給油パネルを格納せずにスラット(主翼前縁部の動翼)を作動させたため、給油パネルとスラットが接触し、航空機を損傷した。
10	1月1日	東京国際空港	エプロン	搭載作業後、貨物室ドアを閉める際に、ハイリフトローダーと貨物室ドアが接触し、航空機を損傷した。
11	1月16日	新千歳空港	エプロン	給油後、作業員がホースを接続したまま給油車を発進させたため、航空機の給油口を損傷した。
12	1月24日	新千歳空港	エプロン	搭載作業中、ハイリフトローダーのデッキ上のガイドレールが浮き上がり、ガイドレールと貨物室ドア下部が接触し、航空機を損傷した。
13	1月29日	成田国際空港	その他	格納庫にて、整備作業のために、高所作業車を航空機へ向け後退させた際に、高所作業車の作業台手摺りとエンジンが接触し、航空機を損傷した。
14	3月3日	東京国際空港	エプロン	整備作業のために、高所作業車の作業台を降下させる際に、作業台が垂直尾翼と接触し、航空機を損傷した。
15	3月9日	仙台空港	エプロン	エンジン試運転中に、ランナップエリアの舗装が剥離し、巻き上げた碎石がプロペラにあたり、航空機を損傷した。
16	3月14日	東京国際空港	エプロン	整備作業のために、作業用ステップを移動させる際、胴体下部に接触し、航空機を損傷した。

(2) 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

①滑走路又は誘導路の舗装面が剥離、陥没、ひび割れ、隆起、轍掘れ、平坦性が損なわれた等があり、緊急補修実施等のため当該場所を実運用時間内に閉鎖した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	6月24日	関西国際空港	エプロン	照明のメンテナンス中にコンクリート片の散乱を発見。付近に剥離(①1070×300mm深さ30mm、②230×200mm深さ30mm)および剥離部周囲の浮きを確認。緊急補修のため、3時50分～07時10分まで施設閉鎖
2	7月1日	奄美空港	誘導路	航空会社から平行誘導路に小石の散乱の報告があり、点検したところ舗装の破損を確認。緊急補修のため12時10分～13時30分まで施設閉鎖。
3	7月16日	那覇空港	誘導路	誘導路において、アスファルト舗装の一部に隆起が確認。緊急補修のため、7時05分～8時02分まで施設閉鎖。
4	7月31日	大阪国際空港	滑走路	朝の飛行場面定時点検において滑走路と誘導路の交点付近に路面剥離を発見。緊急補修のため、7時00分～9時02分まで施設閉鎖。
5	8月11日	福岡空港	誘導路	朝の飛行場面定時点検において誘導路に舗装の剥離を発見。緊急補修のため、7時00分～9時07分まで施設閉鎖。
6	9月19日	東京国際空港	誘導路	航空会社より、誘導路の舗装に不具合の連絡あり。緊急補修のため、20時00分～20時38分まで施設閉鎖。
7	1月31日	新千歳空港	エプロン	午後の定時点検で、エプロン誘導路(コンクリート舗装)をアスファルトで補修した箇所の剥離が発見され、緊急補修のため、15時43分～16時15分まで施設を閉鎖。

## ②消防用の機材又は車両の突発的な障害により、空港の消火能力が低下した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月22日	沖永良部空港	その他	化学消防車のブレーキ不具合によって運用不可となり、カテゴリダウン(6→5)が発生
2	6月8日	石見空港	その他	化学消防車の泡消火剤が放出できなくなり、カテゴリダウン(7→5)が発生
3	10月4日	岡山空港	その他	化学消防車の電気系統のトラブルのため、カテゴリダウン(9→8)が発生
4	10月7日	仙台空港	その他	化学消防車のパワーステアリングの不具合のため、カテゴリダウン(9→8)が発生
5	12月27日	仙台空港	その他	化学消防車の車軸ロックによって自走が不可となり、カテゴリダウン(9→8)が発生
6	2月3日	下地島空港	その他	化学消防車のブレーキ不具合によって運用不可となり、カテゴリダウン(9→7)が発生。
7	2月5日	奄美空港	その他	化学消防車のブレーキ不具合によって運用不可となり、カテゴリダウン(7→6)が発生。

## ③空港用地内の作業において空港施設等を誤って破損させ、当該施設が使用不能となった事態、又は復旧の不備等により当該施設が実運用時間内に使用不能となった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	7月6日	与論空港	滑走路	化学消防車が滑走路を走行確認中にタイヤがバーストして動けなくなり、対応のため、8時30分～9時50分まで施設閉鎖。
2	7月29日	福岡空港	エプロン	航空会社から路面に粘着物が付着しているとの通報があり、スポット誘導経路の灯器撤去跡を塞いだ部分から粘着性のある樹脂系接着剤の浸み出しを確認。応急復旧のため、17時58分～19時08分まで施設閉鎖。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
3	10月14日	福岡空港	誘導路	液状化対策のため、薬液注入を施工中、路面隆起が許容量を超過したため、当該誘導路を閉鎖した。
4	2月2日	鹿児島空港	その他	掘削作業で水道管を破損させてしまい、付近の建物が断水した。
5	2月4日	東京国際空港	誘導路	着陸帯の草刈作業中、落ちていた鉄筋が大型草刈機に挟まれて発生した火花から出火し、近傍の誘導路を閉鎖。

### (3) 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

①人又は車両が、管制機関等の進入許可が必要な区域に無許可で進入した、又は管制機関等との連絡体制を維持すべき状態において維持できなくなった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月14日	関西国際空港	誘導路	監視業務に従事する車両が移動中、管制塔の許可を得ずエプロン境界線を越え、誘導路へ進入した。
2	5月9日	福岡空港	誘導路	飛行場点検中の車両が、管制官の許可を得ず、保安道路上の停止位置を越えて誘導路へ進入した。
3	6月28日	新潟空港	誘導路	ヘリコプターによる訓練に係る地上作業員が、ヘリコプターが到着する前に、管制官の許可を得ず誘導路に進入した。
4	7月21日	高松空港	滑走路等	飛行場面の定時点検を行っていた車両が、管制の許可を得ず、誘導路停止位置標識を越え滑走路側へ進入した。
5	8月1日	仙台空港	誘導路	個人機のパイロットが、知人の航空機が滑走路で搁座しているのを目撃し、徒歩にて当該機体付近へ向かおうと、管制官の許可を得ず、誘導路へ進入した。
6	9月13日	帯広空港	滑走路等	閉鎖中の誘導路で作業していた作業員が、管制官の許可を得ずに、徒歩に誘導路停止位置標識を越え滑走路側へ進入した。
7	10月1日	熊本空港	誘導路	管制官の許可を受け誘導路で作業していた作業員が、管制官の許可を受けていない誘導路に徒歩にて進入した。
8	10月22日	中部国際空港	誘導路	トーチングトラクターがスポット間を移動する際、管制官の許可を得ず、スポット誘導経路を横断した。
9	10月25日	沖永良部空港	滑走路	車両がバードスイープに出動する際、飛行援助センターに連絡せずに誘導路及び滑走路に進入した。
10	10月26日	那覇空港	誘導路	工事車両が、移動の際、管制官の許可を得ず、誘導路に進入した。
11	11月17日	長崎空港	誘導路	警備車両が、走行訓練の際、管制官の許可を得ず、誘導路に進入した。
12	11月19日	大阪国際空港	滑走路等	誘導路の点検を行っていた車両が、管制の許可を得ず、誘導路停止位置標識を越え滑走路側へ進入した。
13	12月9日	小松飛行場	滑走路等	誘導路で測量作業を行うため移動していた車両が、管制の許可を得ず、誘導路停止位置標識を越え滑走路側へ進入した。
14	1月7日	新潟空港	滑走路等	ケーブル敷設作業を実施していた工事作業員が、管制官の許可を得ず、着陸帯に進入した。

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
15	1月20日	関西国際空港	誘導路	誘導路で路面計測作業を行っていた車両が、管制官の指示した範囲を超えて、誘導路を走行した。
16	1月20日	関西国際空港	誘導路	誘導路で路面計測作業を行っていた車両が、管制官の許可を受けていない誘導路を走行した。
17	2月14日	東京国際空港	誘導路	空港内移動中の車両が、管制許可を得ずに、誘導路横断通路を走行した。
18	2月24日	中部国際空港	エプロン	出発機の外観点検中のパイロットが、管制官の許可を得ず、エプロン境界線を越え、スポット誘導経路に進入した。
19	3月8日	関西国際空港	誘導路	空港内移動中の車両が、管制官の許可を受けずに、誘導路を横断した。
20	3月18日	屋久島空港	滑走路	車両がバードスイープに出動する際、飛行援助センターに連絡せずに誘導路及び滑走路に進入した。

## ②閉鎖区域に航空機が誤って進入した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	9月30日	東京国際空港	誘導路	出発機が滑走路へ向かう際に、管制官からの経路指示を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。
2	10月14日	仙台空港	誘導路	地上走行中の航空機が、誤った管制指示により、閉鎖中の誘導路へ進入した。
3	3月20日	東京国際空港	誘導路	出発機が滑走路へ向かう際に、管制官からの経路指示を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。

## ③誤った操作又は運用により安全基準を逸脱した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	8月23日	函館空港	エプロン	航空機が誤った位置に駐機したことにより、確保すべきエプロン運用上のクリアランスを不足させた。

## (4) 当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
事案発生なし				

### Ⅲ. 安全監査実施状況

#### 1. 安全監査の種類と目的

##### (1) 定期検査

航空法第 47 条に基づき航空法施行規則第 92 条で規定する機能確保基準に従い、空港施設・運用業務の適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査。定期検査は 3 年に 1 回（公共用ヘリポートは 6 年に 1 回）を標準とする。

##### (2) SMS 監査

安全に係るリスクの管理状況など、SMSに限って、その適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査をいう。SMS 監査は大規模空港を対象に 3 年に 1 回を標準とする。

##### (3) 臨時検査

新空港の供用開始又は空港管理者に変更があり、空港施設・運用業務の安全確保の実効性又は継続性を確認する場合に実施する初回の立入検査。

#### 2. 安全監査実施状況

##### (1) 安全監査実施数

令和3年度	大規模空港	国等管理空港	地方等管理空港	公共用ヘリポート	計
定期検査	4	9	22	4	39
SMS監査	1	-	-	-	1
臨時検査	0	2	1	-	3

##### (2) 不適切事項

定期検査等において、航空法の機能確保基準や航空法に基づく関連基準等に適合していない、または航空法に基づき策定した指針や関係基準等に適合していないと認められた事項。

不適切事項が確認された場合、空港管理者は、一定期間内に不適切事項を改善するための計画を策定し、提出する必要がある。

##### ① 安全監査における不適切事項

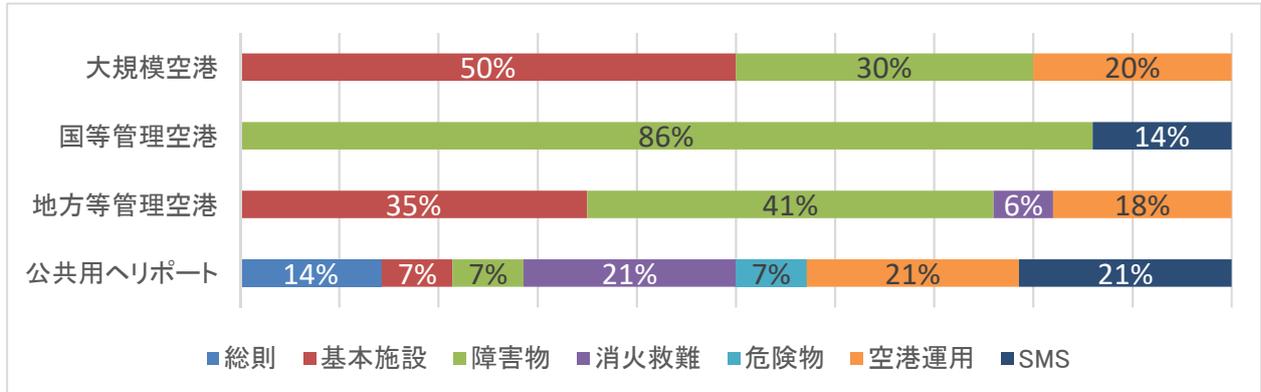
令和3年度	大規模空港	国等管理空港	地方等管理空港	公共用ヘリポート	計
定期検査における不適切事項	10	7	17	14	48

※SMS 監査、臨時検査において、不適切事項は 0 件であった。

② 不適切事項の内訳

不適切事項（48件）について、大規模空港（4空港）は10件、国等管理空港（9空港）は7件、地方等管理空港（22空港）は17件、公共用ヘリポート（4ヘリポート）は14件確認されている。

なお、空港規模別の不適切事項の検査項目の構成比は次のとおり。



③ 検査項目と主な検査内容

検査対象となる検査項目と主な内容は、以下の表のとおり。

（表中の「空港機能管理規程」は、航空法の機能確保基準に従って空港の管理を適切に行うために、空港管理者が定める空港の管理運用を行うための規程）

検査項目	検査内容(主なもの)
総則	空港機能管理規程の管理状況 等
基本施設管理	基本施設の管理状況、維持管理・更新計画 等
障害物管理	制限表面の監視、新たな開発の監視 等
消火救難体制	消火救難体制の整備、空港緊急時対応計画 等
危険物・高圧ガス管理	危険物の貯蔵・取扱・運搬、高圧ガスの取扱 等
空港運用業務	制限区域立入り・車両使用の取扱 等
安全管理システム	安全管理体制、定期的な安全教育 等